

心がけよう

空き地の適正な管理

空き地の草木が生い茂り、近隣の住民から

苦情が数多く寄せられています。

私有地は、所有者の責任で管理しましょう。

除草などの管理

土地の所有者や管理者は、近隣住民に迷惑がからないよう、除草や枝切り、刈り取り後の草木の処分などを定期的に行いましょう。

土地の管理をしないと

● 伸びた草や枝木が隣地に入り種子が飛ぶと、近隣に迷惑をかけてしまいます。

● 枯れた草や木をそのままにしておくと、火災の危険があります。



- ごみの不法投棄場所にされてしまうことがあります。捨てた人が分からない場合は、土地の所有者や管理者がごみを処分しなければなりません。
- 害虫などが発生し、近隣に迷惑をかけてしまいます。
- 道路の見通しが悪くなり、交通の妨げになるなど大変危険です。

問い合わせ先
環境課環境政策班

☎ 62・5328

忘れずに申告しましょう

市県民税の申告

市県民税の申告をしないと、重要な行政サービスを受けられないなどの不利益が生じることがあるので、必ず申告をしましょう。収入がない場合でも申告が必要です。

申告をするには

受付日時／月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※祝日は除く。

場所／税務課

必要なもの／本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、前年中の収入が分かるもの(源泉徴収票、支払明細、帳簿など)、各種控除証明書・領収書(生命保険料、国民年金保険料、地震保険料など)

申告をしないと

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。
- 入院などで医療費が高額になった場合の自己負担限度額が高くなる場合があります。
- 各種申請に必要な証明書(所得証明など)が交付されません。

申告をする必要がない人

- 所得税の確定申告をしている人
- 勤務先から給与支払報告書、または日本年金機構などから年金支払報告書が提出されている人 ※遺族年金や障害者年金のみの人は申告が必要です。
- 収入のない18歳未満の人や、市内在住の人に扶養されている人

問い合わせ先

税務課課税班 (☎62-5321)

募集の結果をお知らせします

令和4年度赤十字活動資金



赤十字運動月間で、ご協力いただきました赤十字活動資金募集結果は、別表のとおりです。

日本赤十字社から国内外の災害救護活動をはじめ、献血や医療などに有効に活用させていただきます。ご協力ありがとうございました。

【別表】日本赤十字社千葉県支部旭市地区
赤十字活動資金募集結果

内 訳	金 額
一般社資	7,322,101円
法人社資	1,315,500円
合 計	8,637,601円

問い合わせ先

社会福祉課社会班 (☎62-5317)